

改正医療法に係る政令、省令及び告示案の概要

第1 趣旨

医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第 号。以下「改正法」という。)の一部の施行に関し、その円滑な実施を図り、良質な医療を効率的に提供する体制を整備するため、病院及び診療所の人員配置及び構造設備に関する事項、必置施設の規制緩和に関する事項、人員配置基準違反の病院等に対する権限規定に関する事項、基準病床数の算定に関する事項、医業等に関する広告に関する事項等につき、政令、厚生労働省令及び厚生労働大臣告示の規定の整備を行うこと。

第2 要点

一 病院の一般病床に関する事項

- (1) 一般病床に係る人員配置基準を次のとおり厚生労働省令で規定すること。
 - ① 医師の員数は、入院患者16人に対し1人を標準とすること。
 - ② 薬剤師の員数は、入院患者70人に対し1人を標準とすること。
 - ③ 看護婦及び准看護婦の員数は、入院患者3人に対し1人を標準とすること。
- (2) 一般病床に係る構造設備基準を次のとおり厚生労働省令で規定すること。
 - ① 病室の床面積は、内法で患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
 - ② 病室に面する廊下の幅は、内法で、片側居室の場合1.8メートル以上、両側居室の場合2.1メートル以上とすること。
- (3) 一般病床について経過措置として次の特例を厚生労働省令で規定すること。
 - ① 改正法施行の際、へき地、離島等の病院又は従前の「その他の病床」が200床未満の病院については、法律の施行から5年間、看護婦及び准看護婦の員数は、入院患者4人に対し1人を標準とすること。
 - ② 既存の建物に係る病室の床面積は、内法で患者1人につき4.3平方メートル以上とすること。
 - ③ 既存の建物に係る病室に面する廊下の幅は、内法で、片側居室の場合1.2メートル以上、両側居室の場合1.6メートル以上とすること。
- (4) (3)の①の経過措置の対象となるへき地・離島の対象地域として、次の地域を厚生労働大臣告示で規定すること。

改正法施行の際、人口5万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域

 - ① 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域

- ② 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地
- ③ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により振興山村として指定された山村
- ④ 過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域

二 病院の療養病床に関する事項

- (1) 病院の療養病床に係る人員配置基準を次のとおり厚生労働省令で規定すること。
 - ① 医師の員数は、入院患者48人に対し1人を標準とすること。
 - ② 薬剤師の員数は、入院患者150人に対し1人を標準とすること。
 - ③ 看護婦及び准看護婦の員数は、入院患者6人に対し1人を標準とすること。
 - ④ 看護補助者の員数は、入院患者6人に対し1人を標準とすること。
 - ⑤ 理学療法士及び作業療法士の員数は、病院の実情に応じた適当数とすること。
- (2) 病院の療養病床に係る構造設備基準を次のとおり厚生労働省令で規定すること。
 - ① 病室の病床数は、4床以下とすること。
 - ② 病室の床面積は、内法で患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
 - ③ 病室に面する廊下の幅は、内法で、片側居室の場合1.8メートル以上、両側居室の場合2.7メートル以上とすること。
 - ④ 1以上の機能訓練室は、内法で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならないこと。
 - ⑤ 療養病床を有する病院が有しなければならない施設は、談話室、食堂及び浴室とすること。
 - ⑥ 談話室は、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。
 - ⑦ 食堂は、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。
 - ⑧ 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。
- (3) 病院の療養病床について経過措置として次の特例を厚生労働省令で規定すること。
 - ① 既存の建物に係る病床が療養病床に移行する場合の廊下幅は、内法で、片側居室の場合1.2メートル以上、両側居室の場合1.6メートル以上とすること。
 - ② 既存の建物に係る病床が療養病床に移行場合の機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えなければならないこと。
 - ③ 改正法の施行の際現に存する療養型病床群については、療養病床に移行する場合、当分の間、従前の基準によることができること。
 - ④ 療養病床の病床数の全病床に占める割合が百分の五十を超える病院について、当分の間、従前と同様の特例措置を設けること。

三 診療所の療養病床に関する事項

- (1) 診療所の療養病床に係る人員配置基準を次のとおり厚生労働省令で規定すること。
 - ① 医師の員数は、1人を標準とすること。
 - ② 看護婦及び准看護婦の員数は、入院患者6人に対し1人を標準とすること。
 - ③ 看護補助者の員数は、入院患者6人に対し1人を標準とすること。
 - ④ 事務員その他の従業者の員数は、診療所の実情に応じた適当数とすること。

- (2) 診療所の療養病床に係る構造設備基準を次のとおり厚生労働省令で規定すること。
 - ① 病室の病床数は、4床以下とすること。
 - ② 病室の床面積は、内法で患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
 - ③ 病室に面する廊下の幅は、内法で、片側居室の場合1.8メートル以上、両側居室の場合2.7メートル以上とすること。
 - ④ 機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えなければならないこと。
 - ⑤ 療養病床を有する診療所が有しなければならない施設は、談話室、食堂及び浴室とすること。
 - ⑥ 談話室は、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。
 - ⑦ 食堂は、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。
 - ⑧ 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

- (3) 診療所の療養病床について経過措置として次の特例を厚生労働省令で規定すること。
 - ① 看護婦、准看護婦及び看護補助者の員数は、当分の間、入院患者3人に対し1人を標準とすること。ただし、そのうちの1人については看護婦又は准看護婦とすること。
 - ② 既存の建物に係る病床が療養病床に移行する場合の廊下幅は、内法で、片側居室の場合1.2メートル以上、両側居室の場合1.6メートル以上とすること。
 - ③ 改正法の施行の際現に存する療養型病床群については、療養病床に移行する場合、当分の間、従前の基準によることができること。

四 精神病床に関する事項

五 感染症病床に関する事項

六 結核病床に関する事項

公衆衛生審議会において検討中。

七 病院等の施設基準の緩和に関する事項

- (1) 病院が有しなければならないこととされている施設について、①から④までのとおり緩和等を行うこと。
 - ① これまで法律において設置が義務付けがなされていた消毒施設及び洗濯施設について、新たに厚生労働省令で設置を義務付けるとともに、繊維製品の滅菌の業務又

は寝具類の洗濯の業務を委託する場合にあっては、当該業務に係る設備を設けないことができることとする。

- ② 臨床検査施設について、検体検査の業務を委託する場合にあっては、当該検査に係る施設を設けないことができることとする。
- ③ 給食施設について、調理業務又は洗浄業務を委託する場合にあっては、当該業務に係る施設を設けないことができることとする。
- ④ 暖房施設及び汚物処理施設に関する規定を削除すること。

(2) 療養病床を有する診療所が有しなければならないこととされている施設のうち、暖房施設について、規制を廃止すること。

八 人員配置基準違反の病院等に対する権限規定に関する事項

都道府県知事が病院等の開設者に対し人員の増員又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる、病院等の人員の配置が医療法に定める基準に照らして著しく不十分であり、かつ、適正な医療の提供に著しい支障が生ずるおそれのある場合として、次のとおり厚生労働省令で定めること。

- ・ 医師、歯科医師、看護婦その他の従業者の員数が、医療法上の員数の標準の2分の1以下である状態が2年を超えて継続している場合であって、都道府県医療審議会が都道府県知事が措置をとることが適当であると認める場合。

九 医療計画の基準病床数の算定に関する事項

(これまでの医療審議会における議論等を踏まえ、別紙の事項について更に検討。)

十 医業等に関する広告に関する事項

医業等に関して広告できる事項として、次の事項を厚生労働大臣告示に追加すること。

- ・ 財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果
 - ・ 医師の略歴、年齢(生年月日)及び性別
 - ・ 共同利用できる医療機器
 - ・ 対応可能な言語(手話及び点字を含む。)
 - ・ 予防接種(種別)
 - ・ 健康診査の実施
 - ・ 保健指導及び健康相談の実施
 - ・ 介護保険の実施に伴う事項(紹介をすることができる介護関連施設の名称等)
- (「医療提供体制の改革について(中間報告)」において示された基本的な考え方を踏まえて更に検討。)

十一 助産婦の業務に関する広告に関する事項

(「医療提供体制の改革について(中間報告)」において示された基本的な考え方を踏まえて更に検討。)

十二 その他

- (1) 現行の「その他の病床」(療養型病床群に係る病床を含む。以下同じ。)について、改正法附則第2条第1項の届出がなされるまでの間、従来の人員配置基準及び構造設備基準によることができる等の必要な経過措置を設けること。
- (2) 現行の「その他の病床」から「療養病床」又は「一般病床」への移行に当たって届け出なければならない事項として、次の事項を厚生労働省令で規定すること。ただし、①、③又は④のうち、変更がない事項の記載を省略することができることとする。
 - ① 医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の従業者の定員
 - ② 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を示し、精神病室、感染症病室、結核病室又は療養病室に係る病室があるときは、これを明示すること。)
 - ③ 病院については、医療法第21条第1項第2号から第8号まで及び第10号に掲げる施設の有無及び構造設備の概要
 - ④ 療養病床を有する病院については、医療法第21条第1項第11号に掲げる施設及び二の(2)の⑤に掲げる施設の構造設備の概要
 - ⑤ 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数
- (3) 国開設病院に係る必要な読み替えを政令で規定すること。

第3 施行期日

一 施行期日

改正法の施行の日を平成13年3月1日とし、第2に掲げる政令等は、同日より施行すること。

二 その他の規定の整備

基準病床数の算定について

1. 医療計画見直し後の基準病床数算定式について

○ 基本的な考え方

新たに区分される「療養病床」及び「一般病床」が定着するまでは、地域間格差の是正及び在院日数の短縮傾向等に対応するよう、「療養病床」及び「一般病床」全体として基準病床数を算定

○ 現行の算定式

$$\frac{\Sigma A B + C - D}{E}$$

A : 当該区域の性別・年齢階級別人口
B : 当該区域の属する地方ブロックの性別・年齢階級別入院率
C : 他区域からの流入入院患者数
D : 他区域への流出入院患者数
E : 病床利用率

○ 具体的な検討方法

現行の算定式を見直し、「議論のためのたたき台」(平成10年12月25日配付資料)で示された算定式及びこれまでの医療審議会の議論を踏まえて、算定式について検討

(算定式)

$$\left(\begin{array}{l} \text{現行の算定法式で、入院率については} \\ \text{基準値又は都道府県値のいずれか低い} \\ \text{値を用いて算定した必要病床数} \end{array} \right) \times \frac{\text{退院患者の平均在院日数(将来見込み)}}{\text{現在の退院患者の平均在院日数}}$$

※なお、病床区分定着後、療養・一般病床に係る基準病床数については、それぞれの病床の種別に応じ算定した数を合算

○ 精神病床、感染症病床、結核病床に係る算定式についても検討

2. 流入入院患者数・流出入院患者数について

○ 基本的な考え方

都道府県知事の裁量により地域の医療の実情を反映することができるよう流入・流出加算の見直し等を行った上で、各圏域における基準病床数を算定

○ 現行の算定式

他地域からの流入患者数を加算、他地域への流出患者数を減算した上で、さらに当該区域に住む患者が他の区域の病院に多く流出している場合は、流出している患者数の1/3の範囲内を加算できる仕組み

○ 具体的な検討方法

現行の算定式を見直し、「必要病床数等に関する検討会」(平成10年7月13日報告)で示された報告書及びこれまでの医療審議会の議論を踏まえて検討

都道府県が圏域間の流入・流出数を算定するに当たっては、現行の流入加算・流出減算、1/3加算の方法に代えて、都道府県が地域の実情の把握を行い、現状の流入・流出数の範囲内において、実情に応じた適切な数を設定する方法とする。

3. その他